

1 京・地域福祉推進指針とは



- 社会福祉法（第107条）に規定される，本市の地域福祉計画（第4期目）
計画期間：令和元年度～令和5年度
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条第1項）に基づく，本市の成年後見制度利用促進計画としても位置付け
- 京都市基本計画の分野別計画の一つ

2 本市の地域福祉の基本的な考え方（指針P2から）

- ① 地域福祉は、「地域」で生じる様々な課題に対して、地域のことを最もよく知っている「住民」自らが手立てを考え、世代や分野に捉われず、行政や様々な関係組織と共に取組を展開するといった、地域の知恵と力が結集され、前進していくもの。（＝地域の住民が主体）

単に福祉的な課題を解決するだけでなく、住民が集い、動くことで住民同士のつながりが強くなることで、コミュニティの活性化（まちの活性化）に結びつく可能性も含んでいる。

- ② 課題の解決にあたっては、住民や関係機関、行政等の多様な主体が、それぞれに活動するだけでなく、多くの住民参加のもと、地域の関係機関が地域の課題を共有し、それぞれの強みを活かしながら協働することで、課題の解決に向けて、大きな力を生み出すことができる。（＝多様な主体の協働）

こうした協働の取組を通じて、支援が必要な方が行政や関係機関につながり、公的なサービスが届きやすくなることで、暮らしやすい地域をつくることができる。

- ③ しかしながら、近年の家族形態や雇用形態の変化等により、生活課題の複雑化、多様化はますます進んでおり、単一の分野のサービスや地域だけでは解決できるものとは限らず、そうした課題に対しては、総合的に支援が提供できる仕組みづくりが必要。（＝複雑化・多様化する生活課題への対応強化）

本市では、地域住民を主体として、多くの方が地域に関わり、地域をより良くする、課題を抱えた方に寄り添うという考えや想いのもと、「優しさのあふれる」協働の取組を推進していく。

基本理念

京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する

「住民主体の取組」・「多様な主体の協働の仕組みづくり」の具体的な取組

福祉のまちづくり体制整備事業について（令和元年6月～）

地域課題の共有や地域福祉活動の普及啓発等を目的としたシンポジウム等の開催



- 区域の地域課題の共有や地域福祉活動の普及啓発を目的に、区域の実情に応じたテーマを設定し、地域住民等（地域住民，社会福祉関係者，ボランティア等）を対象にしたシンポジウム等を開催

つなげる・広げる

つなげる・広げる

各区地域福祉推進委員会 （事務局：各区社会福祉協議会）

京都市から，福祉のまちづくり体制整備事業を委託

- 平成16年に策定した京・地域福祉推進プラン（第1期目計画）に基づき，各区（11区）に設置
- 高齢者や障害のある方，児童等を対象とした分野別ネットワークの相互連携を深める
- 区域の民生児童委員，学区社会福祉協議会，社会福祉施設の代表者，ボランティア団体，NPO法人，行政（各区役所・支所保健福祉センター等）
※ 各区によって構成は異なる
- 区域における地域課題や活動事例等の把握及び共有，広範な福祉関係者等による総合的な視点からの議論

社会福祉施設や各相談窓口等の社会資源の収集及び発信

地域の社会福祉施設や地域住民等が主体的に取り組んでいる地域の身近な相談窓口等の情報を収集し，福祉総合マップや周知チラシ等の作成等により情報を発信



つなげる・広げる

広げる

つなげる・広げる

地域の思い

地域の課題

地域内での様々な取組

地域内の様々な資源

(参考) 令和元年度の実施状況

地域課題の共有や地域福祉活動の普及啓発等を目的としたシンポジウム等

開催テーマは主に4つに分類
・シンポジウムの中で、グループワークを実施する区も

生活に困難を抱える方への支援

- 制度の狭間や複合的な課題を世帯への支援
- 障害のある方の生活問題
- 地域・関係機関・行政ができること

★参加者の声

- ・分野を超えた支援の重要性を改めて感じた
- ・関わり続けることの大切さがわかった
- ・個別の支援から地域の様々な活動につないでいく支援の大切さがわかった



地域における公益的な取組

- 多様な主体の参画による取組
- 地域と施設の協働
- 企業の地域貢献

★参加者の声

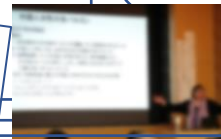
- ・それぞれの組織や団体の強みを活かしていくことが大切
- ・地域も一緒に取り組むことで元気になる
- ・企業と障害のある方が、互いに求めることをすり合わせることで、働きやすい環境をつくっておられることが参考になった

互いに認め合う地域づくりに向けて

- 障害理解に向けて
- 多文化共生を目指して

★参加者の声

- ・若いうちから共生の考え方を浸透させていくことが必要
- ・発達障害について、よく理解できた
- ・外国籍の方の気持ちや悩みに知る（気づく）ことができた



災害時の要配慮者への支援

- 平常時からの防災についての普及・啓発
- 当事者と考える災害時の不安と対応

★参加者の声

- ・災害時、地域の人たちと助け合いながら避難することを心掛けたい
- ・普段から顔が見える関係になりたい
- ・障害のある方が生活上に課題を多く抱えておられることがわかった



取組事例の共有・発信

施設間の交流

高齢、障害、児童の分野を超えた情報交換会の実施
(地域支え合い活動創出Coの取組と連携)



地域と施設との交流

施設職員と地域の担い手が小グループでディスカッション



★参加者の声

- ・分野が違ってても、協働して取り組みたい
- ・他施設の活動を聞いて、自分たちでもできるかもと思った
- ・地域単位でつながりをつくれる場を設定してほしい
- ・施設から地域に出ていくことが大切だと思った
- ・施設見学ができると聞いて、施設のことを理解したいと思った

各区地域福祉推進委員会

(事務局：各区社会福祉協議会)

京都市から、福祉のまちづくり体制整備事業を委託

→地域福祉推進委員会の取組の充実・強化

⇒地域の主体的な活動の支援
(これまでの活動の充実)

多様な主体による協働の取組の創出
(新たな活動の創出)



地域の思い

つなげる・広げる

つなげる・広げる

社会福祉施設や各相談窓口等の社会資源の収集及び発信

福祉総合マップ等の充実

- ホームページの更新
- 区社協のHP上での掲載
- 一部の区では印刷物の発行も
- 地域支え合い活動創出Coとの協働も



社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の支援・掘り起こし

「地域における公益的な取組」の把握・調査

アンケート形式による調査が多い
その他

- ・個別の取組（こどもカフェ）による状況調査
- ・地域支え合い活動創出Coとの連携による聞き取り調査

★把握された内容（市域の傾向）

- 実施している事業所等は7～8割（今後取組予定を含めると9割以上）
- 実施内容として多いもの
 - ・施設スペースや備品の貸出
 - ・地域の会合等の地域のイベントへの参加
 - ・実習生の受け入れ
 - ・福祉避難所、防災訓練への参加等

★施設側の思い

- ・地域が何を求めておられるか知りたい
- ・施設と地域の交流事例を知りたい



身近な地域における地域課題や活動事例の把握

(手法)

- ・地域座談会等の開催
- ・地域福祉推進委員会の議題の中で、活動報告と意見交換

把握された課題や事例

- ・地域の担い手不足と高齢化
- ・町内会離れ
- ・空き家・民泊の増加
- ・災害時の備えが実践で機能するのか...
- ・障害のある子を抱える親の不安
- ・子どもや高齢者の孤食
- ・地域の中でつながりたい
- ・施設が地域に居場所として開放してもらえることが増えている
- ・防災の取組（住民意識を含む）の広がり



福祉のまちづくり体制整備事業 令和2年度実施状況

(福祉のまちづくり体制整備事業から見るコロナ禍における地域福祉活動の状況)

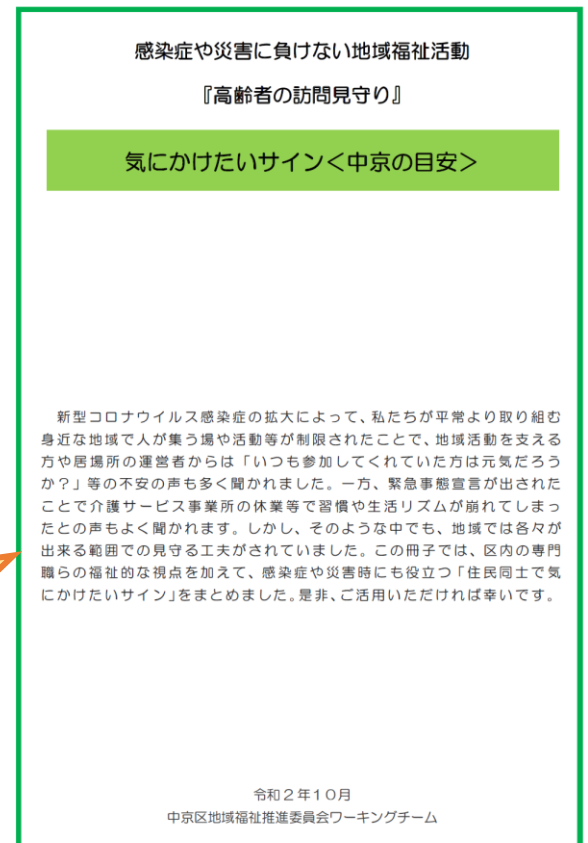
○ 身近な地域における地域課題，地域の気づきや思い

◆地域福祉推進委員会内，個別ヒアリング，アンケート調査等による把握

- ・ 地域の中での住民同士がふれあう機会の減少
- ・ 普段利用していた会場の貸し出しの停止などより，活動ができなくなった。
- ・ 人と人のつながりが途切れないよう，居場所活動などの再開を求める声もある
- ・ 人が集まる取組をすることが悪いイメージを持たれてしまうのではないかと懸念
- ・ 外出の自粛により，体力低下やうつなど心身に不調を抱える高齢者が増えている。
- ・ 視覚障害をお持ちの方への支援は接触を避けがたいが，コロナ禍で外出を自粛されることで心身状況の悪化が危惧される
- ・ 障害の特性などでマスクを着用できない方もおられる。障害理解を広げる必要がある。
- ・ 子どもの在宅待機が長期化したことで親も疲弊している。
- ・ 支援を要する人をより把握しづらくなった（対象者の様子がわからない，会えない）。

中京区地域福祉推進委員会では，高齢者を支援する活動者から「高齢者の様子がわからない」等の不安の声が多く聞かれたことから，区内の高齢者福祉に関わる専門職らによるワーキングチーム（高齢サポート，小規模多機能施設，データービスの職員等により構成）を結成

→地域の支援者に高齢者の訪問や見守り活動の中で異変にいち早く気づいてもらえるチェックリストを作成



○ 地域の課題や思い等を踏まえた取組

シンポジウム →多くの区でオンラインによる開催に切替え実施

コロナ禍における活動事例の共有

(主な内容)

- ・ コロナ禍での困りや、思いの共有
- ・ 感染対策を踏まえた、活動再開にあたっての工夫や取組事例の共有
- (参加者からの声や実施効果)
- ・ 多様な機関・団体の思いを可視化できた。
- ・ みんなで地域福祉活動の原点の確認につながった。
- ・ コロナ禍でも地域福祉活動の工夫や事例を知ることにつながった。

ひきこもりなど生きづらさを抱える方への理解

(主な内容)

- ・ 様々な困難や生きづらさを抱える方への理解と地域ができることについて
- (参加者からの声や実施効果)
- ・ 支援が必要な方を見逃さないことが大事
- ・ 日頃からの地域内での声かけの大切さがわかった。
- ・ 当事者の抱えるしんどさがわかった。
- ・ 障害への理解を深めたい。
- ・ 支援の輪を広げる大切さを感じた。

社会福祉施設の地域における公益的な取組の促進

(主な内容)

- ・ 地域における公益的な取組の実践の共有や意見交換
- (参加者からの声や実施効果)
- ・ アイデアがあっても、一人では取組を始めることは難しい。関係機関の横の連携の重要性を感じた。
- ・ 地域住民の方々とともに取組を広げていきたい。

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の状況把握や地域との連携等に関する支援

<取組例>

- ・ 区内の社会福祉施設における地域貢献の取組の情報（事業所の基本情報、貸出できる会場・備品等の情報、地域貢献活動の情報）を冊子化し、ホームページで発信
- ・ コロナ禍における地域貢献活動の実施状況等の把握

取組事例の共有・発信

<取組例>

- ・ コロナ禍における地域の福祉活動を進めるポイントを紹介する「ガイドブック」等の作成（他事業等と協働作成）し、民生児童委員や学区社協、地域の関係機関等に配布



地域で集まることが難しい中、できる方法で活動支援

「複雑化・多様化する生活課題」への取組状況

○ 本市の分野ごとの相談支援機関等

- ・ 高齢分野：高齢サポート（地域包括支援センター）... 6 1 箇所
- ・ 障害分野：障害者地域生活支援センター... 1 5 箇所
- ・ 子ども分野：各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室... 1 4 箇所
- ・ 生活困窮：生活困窮者自立相談支援機関... 1 箇所

（※）記載している機関については，一例

- 各分野ごとに相談支援機関の整備が進んでおり，行政や各支援機関との連携の下，相談支援や地域づくりが実施されている。
- 平成29年度に区役所・支所に保健福祉センターを設置し，市民に分かりやすい窓口にも再編

○ 制度の狭間等に対する取組

- ・ 地域あんしん支援員設置事業

社会的孤立等の状態にあり，制度の狭間や支援拒否等，福祉的な支援が必要であるにもかかわらず，支援につながっていない方等に対して，継続して寄り添いながら，地域や関係機関と連携・協働し，適切な支援に結びつける。

- ・ いわゆる「ごみ屋敷」対策

各区役所・支所に設置している対策事務局が取組の要となって，条例を所管する保健福祉局はもとより関係部署や関係機関，地域の自治組織が連携して，人に寄り添った支援を基本として取組を進めている。

- ・ ひきこもり支援

令和2年9月1日に，これまで年齢や施策によって分かれていた相談窓口を一つにまとめて明確化し，支援の中核機関となる保健福祉センターと合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付けるとともに，新たに，支援方針や支援の役割分担を組織的に決定する「支援調整会議」の設置や，伴走型支援を行う「よりそい支援員」の配置など，ひきこもり支援の再構築を行った。

- 制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯に対し，行政，関係機関，地域が一体となった分野横断的な取組を進めている

地域あんしん支援員設置事業について

<目的>

社会的孤立等の状態にあり，制度の狭間や支援拒否等，福祉的な支援が必要であるにもかかわらず，支援につながっていない方等に対し，「地域あんしん支援員」が継続して寄り添いながら，地域や関係機関と連携・協働し，適切な支援に結びつける（本市から京都市社会福祉協議会に事業委託）。

<経過>

- ・ 前指針（京・地域福祉推進指針 2 0 1 4（平成 2 6 年 3 月策定））に基づく事業として，平成 2 6 年度に事業開始。
- ・ 平成 2 6 年度から段階的に配置を進め，平成 2 9 年度に全区に配置が完了。
→ 更に，令和 2 年 6 月 複合的な課題を抱える世帯への支援を強化するため，あんしん支援員を 2 名増員（1 2 名→1 4 名）し，全区役所・支所単位に配置し，当該事業の実施体制の充実を図った。

<支援対象>

- ・ 福祉的な支援が必要であるにもかかわらず，対応する公的制度がない者
- ・ 福祉的な支援が必要であるにもかかわらず，支援を拒否する者
- ・ 複合的な課題を抱えている者及び世帯の中に複合的な課題があるにもかかわらず総合的な支援を受けられていない世帯に属する者

<支援の流れ>

『選定会議』 支援対象者を決定する。



『予備調査』 あんしん支援員が、関係機関・地域と連携し、必要な情報を収集する。



『支援会議』 予備調査内容を踏まえ、支援方針を決定する。支援開始後、支援状況等に踏まえ、必要に応じ開催する。

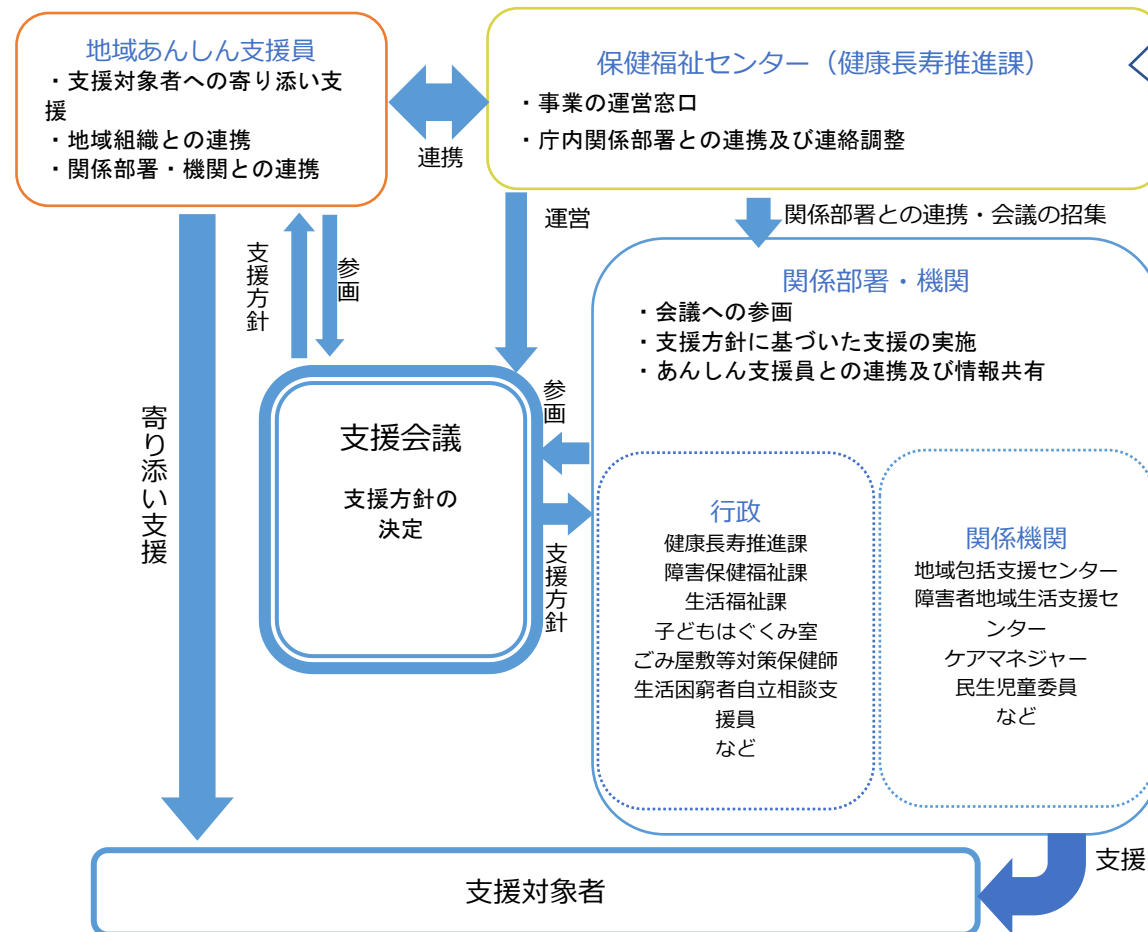


『寄り添い支援』 支援方針に基づき、あんしん支援員が、関係機関・地域と連携して寄り添い支援を行う。



『定期支援会議』 概ね6箇月に1回、支援の進捗を確認し、必要に応じて支援方針の見直し等を行う。

<関係機関の役割>



地域あんしん支援員が粘り強く対象者に寄り添うとともに、各区役所・支所の保健福祉センター（健康長寿推進課）が中心となり、関係機関や地域住民の方々と共に支援を考えることで、制度の狭間にある状況や複合的な支援課題を抱える方々に対して、保健福祉センターが所管する公的支援、地域の関係機関、住民等による見守り活動等の連携による効果的な支援の展開など、行政、関係機関、住民が一体となった支援を進めている。

<成果>

令和3年1月末時点で、234世帯の支援を行い、うち145世帯において、あんしん支援員の粘り強い寄り添い支援により、信頼関係を構築することで、福祉サービスの導入をはじめとする生活改善を図ることができ、うち135世帯は、世帯の抱える課題を解決し、関係機関や地域による支援・見守りに移行している。

3 京・地域福祉推進指針の策定にあたっての背景

(1) 策定の経過

- 本市は、古くから住民が培ってきた自治の伝統が息づくまち
 - ・全国初の学区制小学校の創設以降、「学区」単位にコミュニティが成立し、今も脈々と受け継がれている
 - ・自治会・町内会，社会福祉協議会，民生児童委員，各種団体が主体的に協力し合い，協働の取組が展開されている
- このような伝統を基盤に，地域福祉活動を更に発展させるために平成16年に第1期目計画（京・地域福祉推進プラン（※））を策定（※）第2期目から名称を「京・地域福祉推進指針」にする。
5年ごとに見直しを行い，これまで「地域福祉推進委員会の設置」や，「地域あんしん支援員支援員設置事業」，「いわゆるごみ屋敷対策」等に取り組んできた。

(2) 現行の指針の策定にあたっての背景

○ 地域共生社会の実現（社会福祉法の改正）

国においては、子ども、高齢者、障害のある方など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、平成29年に社会福祉法が改正され、地域の課題解決に向けた支援が、地域住民や福祉の関係機関の連携のもとで包括的に提供されることを目指すとされる。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとり暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

○ 平成29年の社会福祉法の改正のポイント

① 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及びその世帯が抱える複合的な生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握、関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

② 市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ・ 関係機関等が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③ 地域福祉計画の充実

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定める。

○ 本市の地域福祉を取り巻く状況

家族形態の変化

→核家族世帯数の増加
→単独世帯数の増加

少子高齢化

→65歳以上人口の増加
→出生数の減少

住民同士の
人間関係の希薄化

→自治会・町内会の加入世帯数は増加しているが、加入率は改善しない状況

雇用形態の変化

→非正規雇用者数の増加



- 複数の問題を抱えてしまう世帯の増加
- 地域、社会とのつながりづらい人・世帯の社会的孤立の深刻化
- 地域活動の担い手の不足、一部の担い手への負担の集中

例えば...

8050問題

ひきこもり

ダブルケア

生活上に悩みや課題を抱えていても、適切な支援につながらず、地域で孤立し、課題を深刻化してしまう人・世帯の増加が危惧される

⇒ **課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結び付ける体制づくりに取り組んでいくことが重要**

4 京・地域福祉推進指針の取組

基本理念

京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する

本市の住民自治の伝統の下で「文化」として根付く「京都の地域力」を活かし，世代や分野を超えて，全ての人々や団体が，地域，暮らし，生きがいを共に創り，高め合うことのできる社会（地域共生社会）の実現を目指す。

重点目標

重点目標 1

地域における
「気づき・つながり・支える」力の向上

地域において主体的に進められてきた住民同士の支え合いの活動を更に促進し，充実・強化するため，より多様な主体が協働することで，地域住民の「つながり」を強化し，課題に「気づき・つながり・支える」力の向上を図る。

重点目標 2

行政・支援関係機関等による分野横断的な
支援体制の強化

地域でキャッチしたものの，対応が困難な課題について，行政・支援関係機関が連携し，それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い，適切な支援に結びつける分野横断的な支援体制の強化を図る。

今後，地域住民，関係機関，行政が取り組んでいくべき2つの視点

京・地域福祉推進指針の重点目標と推進項目

重点目標 1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

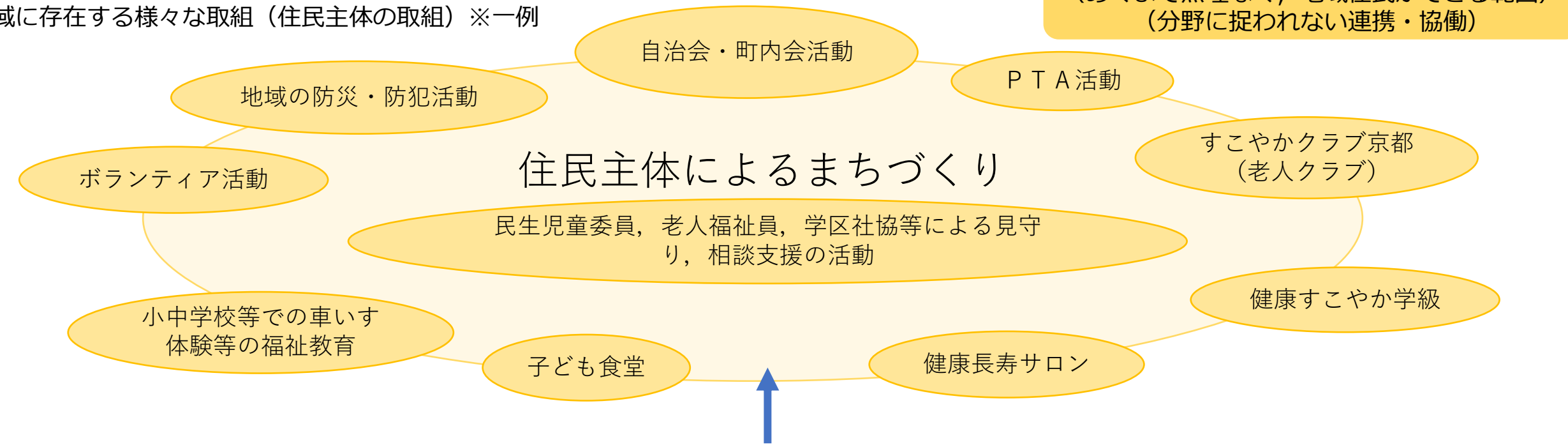
- ➡ 推進項目 1 住民同士の支え合い活動の促進
～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと
過ごせる地域づくり～
- ➡ 推進項目 2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する
仕組みづくり

重点目標 2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

- ➡ 推進項目 3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制
の充実

推進項目1 住民同士の支え合い活動の促進
～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

地域に存在する様々な取組（住民主体の取組）※一例



住民主体の取組を促進，支援

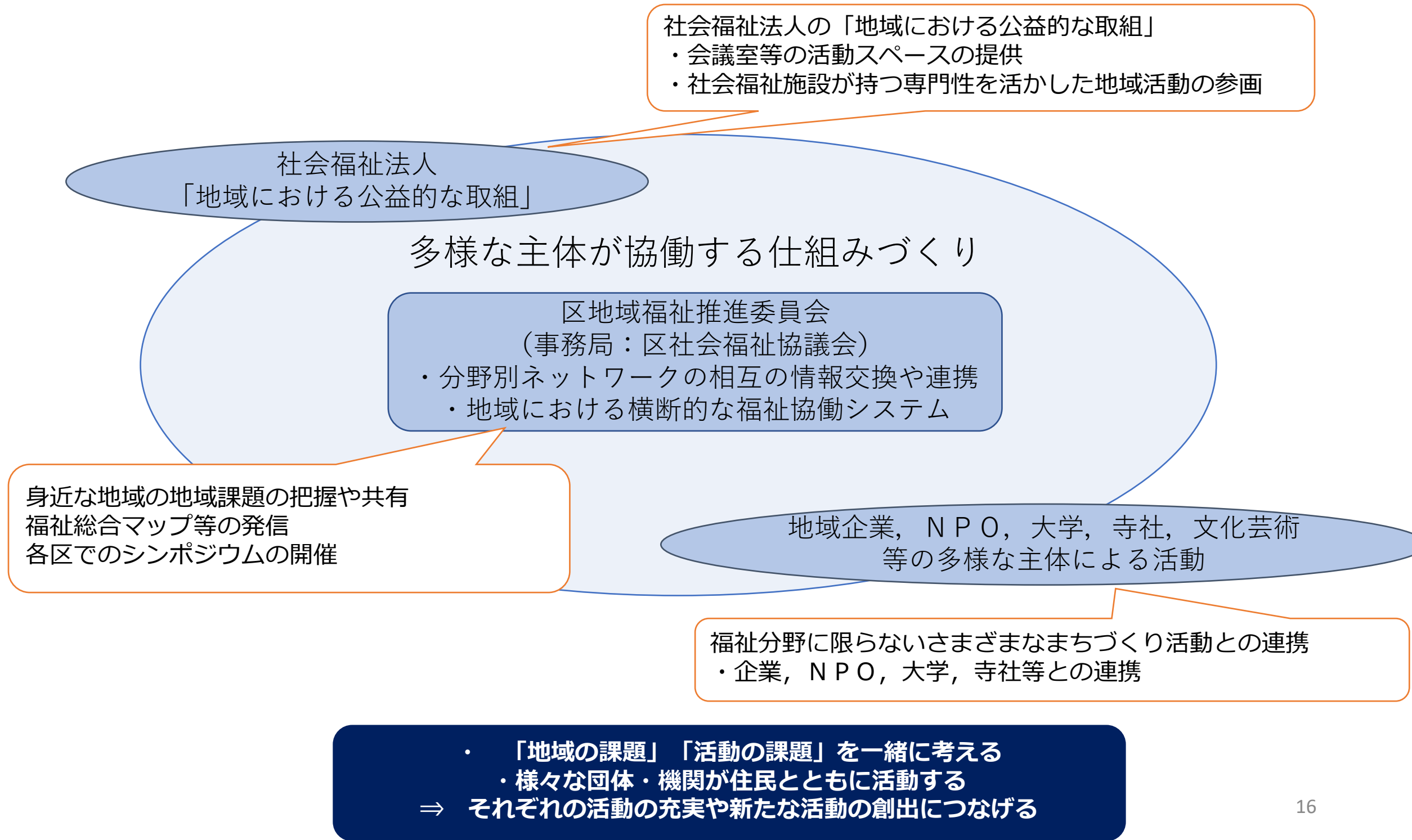


地域で顔がわかる，見える関係

- 地域の課題への気づき
- 各活動の課題への気づき
- 課題を抱えた方への早期の気づき
- 災害時における地域内の助け合い・支え合い

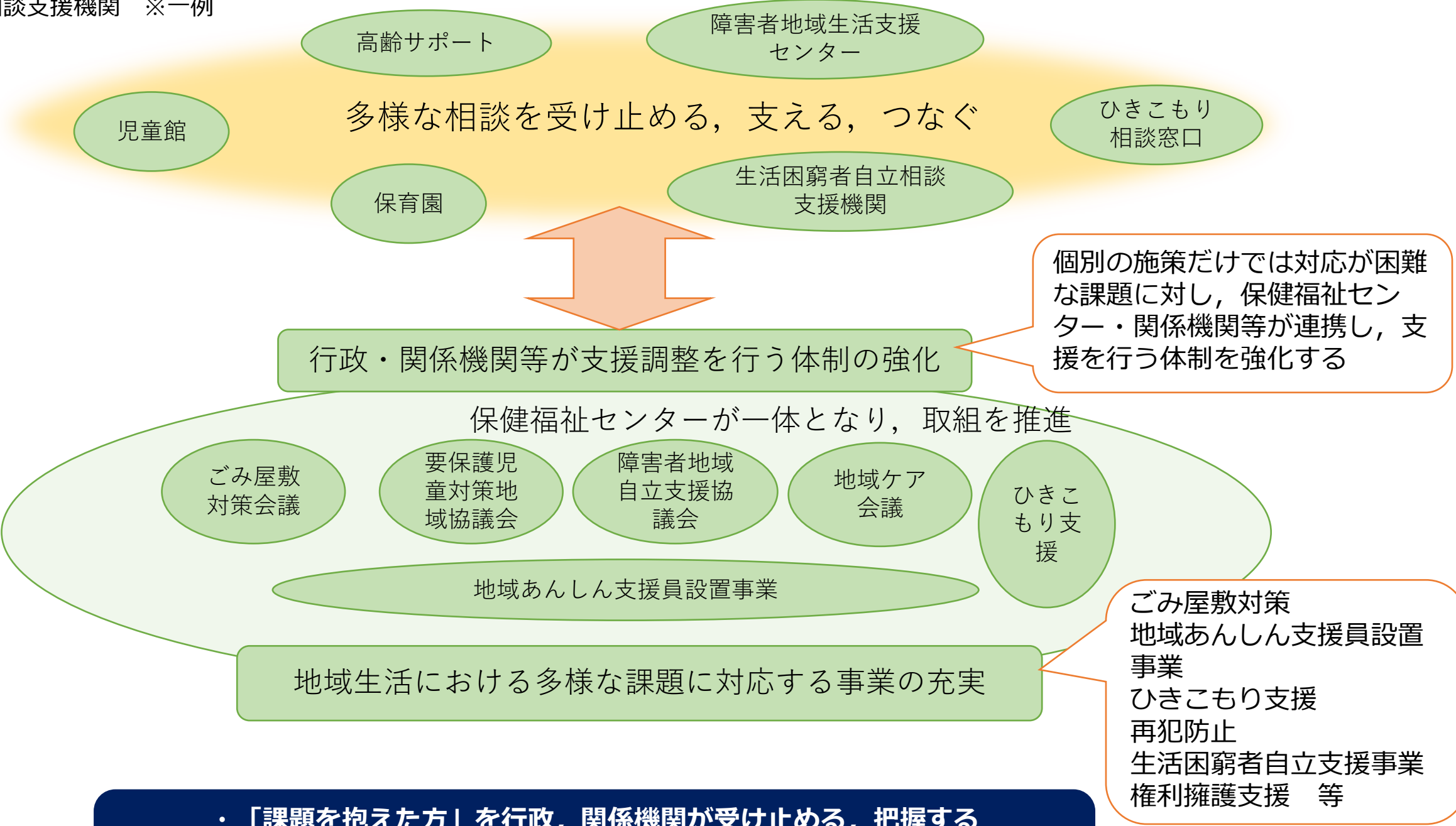
地域でどうしたらいい？
(取組を広げたい，連携がうまくいかない，他の取組を知りたい)
(地域だけでは抱えきれない課題)

推進項目 2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり



推進項目 3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

地域の相談支援機関 ※一例



- ・「課題を抱えた方」を行政，関係機関が受け止める，把握する
 - ・支援策を行政・関係機関が一緒に考える，適切な支援につなげる
- ⇒ 課題を抱えた方の早期発見，早期支援につなげる（課題の深刻化の防止）

推進項目 1

住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

→ 身近な地域の活動において、福祉に限らない多様な関係者とも連携・協働

→ 支え合い活動の中で、気になる方を把握、専門機関につなぐ

それぞれの活動が関連し合い、循環

推進項目 2

多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

→ 地域の課題や連携・協働事例の集約・発信

→ 多様な連携・協働による支え合い活動の醸成

推進項目 3

困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

→ 保健福祉センターが一体となり、関係機関と連携する体制を構築

→ 課題が深刻化する前に円滑な支援につなげる

京・地域福祉推進指針が目指す姿の実現へ

より多くの地域住民が支え合いに関わり、互いに「担い手」「受け手」になる

- ・ やりがいと喜びを感じ、より元気な地域になる
- ・ 世帯を超えた交流により、地域のつながりを次世代が継承される

世代や分野を超えて、様々な人や団体等がつながる

- ・ 生活に悩みがあっても、相談できる、支援につながる
- ・ 日常のつながりを通じて、災害時にも助け合うことができる

京都ならではの多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し取り組む

- ・ 支え合い活動が充実・強化される

地域生活における困難な課題をしっかりと行政、関係機関が受け止める

抱えた課題が深刻化する前に解決を図ることができる

京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進